横浜事件を語り、伝える会　会則

［名称］この会は「横浜事件を語り、伝える会」という。

［目的］この会は、①横浜事件の実相、再審裁判の歴史的意義についての普及活動を行う。

②そのことによって、日本における言論・報道・表現の自由、思想・良心・学問の自由など人権の確立、拡張に貢献したい。

［活動］①右［目的］に関する資料収集と情報交換。随時ホームページに掲載。

②目的を共通にする団体・組織と協力する（ジャーナリスト団体、人権団体等）。

③必要に応じて研究会、集会などを行う。

［事務所］この会の事務所は、東京都中央区日本橋人形町１－５－２　片岡晋介方に置く。

［財政］この会の費用は募金及び事業収入をもって充てる。

［付則］この会則は２０１４年２月１日から実施する。

ホームページ　http://yokohama-jiken.sakura.ne.jp/

メールアドレス　katari-mail@yokohama-jiken.sakura.ne.jp

郵便振替口座　　００１８０－９－３２３３５０